

議案第5号

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年愛西市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)」に改める。

第5条第3項中「記録されている」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削り、同項第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。